

# 2021 年度中小企業・地域活性化施策に関する意見・要望

2020 年 8 月 31 日  
日本商工会議所

## 基本的考え方

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、わが国経済は、2020 年 4～6 月期の実質国内総生産（GDP）速報値が年率換算で 27.8%減となり、リーマンショック後の 2009 年 1～3 月期の年率 17.8%減を超えるコロナショックというべき未曾有の影響を受けている。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除され、感染拡大防止と経済活動を両立しつつ、正常化を目指すステージへと移行したものの、再び全国で新規感染者が増加し、地方自治体独自の緊急事態宣言が発令されるなど再度の経済活動自粛の動きがあるが、全国の中小企業・小規模事業者の事業継続と雇用維持の努力は限界に達しつつある。調査会社は 8 月中旬、廃業を検討する可能性のある中小企業は 8.5%にのぼる（30 万社超が廃業の恐れ）との調査結果を公表した。

現在のところ、新型コロナウイルスの完全な終息が見通せず、経済活動が正常化に至るまでに長期間を要することが想定される。今後、さらなる感染拡大が続き再度の全国規模の緊急事態宣言という事態に陥れば、倒産・廃業が急増しわが国経済の崩壊を招きかねないことが、強く懸念される。

政府はこれまで、令和 2 年度補正予算・第 2 次補正予算・予備費による持続化給付金や家賃支援給付金、持続化補助金、雇用調整助成金、特別貸付や無利子融資など様々な資金繰り支援等の大型の緊急経済対策等により、事業者支援に力強く取り組んできた。全国の商工会議所は 1 月 29 日に新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置し、経済活動維持に欠かせないエッセンシャルワーカーとして感染リスクを抱えながらも、事業者の資金繰りなど各種経営相談に対応するとともに、国・都道府県・基礎自治体からの様々な要請を受け各種支援策の周知・活用支援を行うなど、事業者に寄り添った支援を実施してきた。政府は、地域経済や雇用を支える中小企業の経営者の心が折れずに、今後も事業継続に希望を持つことができるよう、より一層の支援策を迅速かつ継続して行うことが極めて重要である。

当面は、コロナ禍からの再起に向け、感染症対策と経済活動の両立が必要であり、新たな感染の波が発生しても再開した活動のレベルを極力落とさずに済むよう、検査体制の拡充と医療提供体制の安定化が急務である。新型コロナウイルスの感染が一定の収束を見通せた段階では、本格的に幅広い消費意欲を喚起するような対策や地域経済の活性化に向けた取り組みが重要である。

一方で、わが国は、人口減少・少子高齢化や地域経済の疲弊など、従前から抱えている構造的な課題にも直面している。課題解決の重要なカギは、今や世界第 31 位にまで落ち込んだ 1 人当たり GDP の向上であり、生産性の向上に向けデジタル技術の実装を急ぐとともに、価値ある独創的な製品やサービスの創出、設備投資や国内外の販路開拓など付加価値の向上が必要である。さらに、サプライチェーン全体や地域経済全体など面的な競争力強化に向け、大企業と中小企業の新たな共存共栄関係の構築が必要であり、「パートナーシップ構築宣言」の賛同企業を増やし、宣言内容の実行等を通じてコロナ禍後の未来を切り拓くことが肝心である。

また、コロナ禍によって東京一極集中のリスクやコストが予想以上に大きいことが判明し、地方への関心が高まっている中、短期的効率性から長期的耐久性へのシフトや集積と分散のリバランスの観点から、地方移住促進や魅力的な地域づくり等により、地方創生の推進に改めて強力に取り組む必要がある。

さらに、追い打ちをかけるように、今年度も激甚化する大規模自然災害が頻発しており、過去の大規模自然災害の被災や今年度の新型コロナウイルスの影響により、二重苦・三重苦の状況に陥っている場合もあることから、被災した中小企業・小規模事業者の迅速な事業再開支援を行うとともに、中小企業経営の強靱化を図り、災害に強い国づくりを進める必要がある。併せて、発生から間もなく 10 年となる東日本大震災から確実な復興・創生を図るための支援を欠かしてはならない。

以上を踏まえ、2021 年度中小企業・地域活性化施策に関し、下記の実現を強く要望する。

## 目次

### I. 新型コロナウイルスの影響の長期化を踏まえた中小企業の事業継続支援とコロナ禍の先を見据えた地方創生の推進

#### **【重点要望項目】**

1. 事業継続に向けたさらなる金融支援の実施
2. 「新しい生活様式」に対応するためのデジタル活用や規制緩和によるビジネスイノベーション支援
3. 新製品・新サービス開発など売上回復に向けた継続的な支援
4. 業種・業態転換、既存事業の再編、事業承継・引継ぎに挑戦する中小企業への支援
5. コロナ禍の先を見据えた地方創生の推進

#### **【要望項目】**

1. 活動再開の基礎的インフラである攻めの検査の拡充と医療提供体制の安定化
2. 創業・ベンチャー、スタートアップへの支援
3. 感染症対策を含むBCP（事業継続計画）の策定の推進

### II. 「価値創造企業に関する賢人会議」の成果実現等による中小企業の生産性向上

#### **【重点要望項目】**

1. 「パートナーシップ構築宣言」をはじめとする「大企業と中小企業の新たな共存共栄関係の構築」の取組推進
2. 新しい経済社会における中小企業政策のあり方

#### **【要望項目】**

1. 知的財産権の創造・活用支援
2. 多様な人材の活用推進と活躍に向けた環境整備に対する支援
3. 働き方改革関連法に対応するための中小企業へのきめ細かい支援
4. 海外ビジネス展開支援、自由貿易体制の堅持、経済連携協定の推進
5. 消費税転嫁対策特別措置法の終了（2021 年 3 月）後の価格転嫁対策の継続
6. 中小企業による地球温暖化対策に向けた取組推進

### **Ⅲ. 観光産業の持続的展開支援と民間主導のまちづくり支援、高いストック効果を持つインフラの実現による地域活性化**

#### **[重点要望項目]**

1. 観光産業の持続的展開への支援
2. 地域主体の豊かな暮らしを実現する民間主導のまちづくり支援
3. 強靱な国土をつくり、地域の成長基盤を支える社会資本整備の推進

#### **[要望項目]**

1. 民間の創意工夫による地域資源の磨き上げや販売力強化の取組みへの支援
2. サプライチェーンの国内回帰・地方立地の推進

### **Ⅳ. 頻発する大規模自然災害からの復旧・復興**

1. 被災事業者の事業再開・雇用維持に向けた支援
2. 中小企業の販路開拓・生産性向上等に資する支援の充実強化
3. 中小企業の意識向上を図り、防災・減災対策を促進するための事業者へのインセンティブ
4. 防災・減災対策や発災後の被災事業者の支援を担う商工会議所の経営支援体制の強化

### **Ⅴ. 東日本大震災からの確実な復興・創生**

1. 復興庁による支援継続と巨大化する自然災害への対策強化
2. 原子力発電事故問題の終息に向けた国家的対処の継続
3. 風評払拭、産業振興の強力な推進の継続
4. 漁業・水産業不振や二重債務問題などの課題への対策強化
5. 震災地域の再生および将来にわたって持続可能な地域社会構築のための先端産業・新産業の創出・育成支援

※令和3年度（2021年度）税制改正については、別途、意見・要望する。

# I. 新型コロナウイルスの影響の長期化を踏まえた中小企業の事業継続支援とコロナ禍の先を見据えた地方創生の推進

## [重点要望項目]

### 1. 事業継続に向けたさらなる金融支援の実施

(主な要望先：経済産業省、財務省、金融庁、内閣府、特許庁、法務省)

- ①日本政策金融公庫・商工中金による中小・中堅企業の財務基盤強化に資する資本性資金供給・資本増強支援の継続
- ②返済猶予等の既往債務の条件変更、条件変更先への継続した資金繰り支援など資金繰りの円滑化に向け柔軟かつ早期の対応要請の継続、対応状況のモニタリングとして金融機関における貸付条件変更等の状況の公表の継続、二重債務の負担軽減
- ③赤字や債務超過、貸出条件の変更先といった形式的な事象のみで判断することなく、事業者の実情に応じて最大限の配慮を行うことの要請の継続
- ④新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を踏まえた積極的な新規融資の推進
  - (i) 既に融資を実施した事業者から再度の融資相談があった場合に、事業者の実情に応じた2回目以降の新規融資への柔軟な対応の要請
  - (ii) 金融機関の新規融資を促進するための資金繰り支援策の継続
  - (iii) アフターコロナ、ウィズコロナを踏まえた事業展開（設備投資、事業転換等）を行う事業者に対する金融支援策の創設
  - (iv) 貸出債権区分について、新型コロナウイルス収束後に経営状況が回復する蓋然性等を勘案し感染拡大前と同一の評価とすることについて金融機関の判断を尊重することの徹底
- ⑤中小企業の事業継続に資する持続化給付金、家賃支援給付金等の必要時の措置
- ⑥新型コロナウイルス感染症と自然災害による被害の影響を同時に受ける事業者の資金繰り支援を行うため、災害時の別枠マル経制度（災害マル経、コロナマル経）の融資資条件見直し（融資金額の引き上げ、返済期間の延長（日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付と同様に運転資金15年））
- ⑦個人保証や担保に依存しない融資の一層の推進
  - (i) 経営者保証の二重徴求を原則禁止とする経営者保証に関するガイドラインの特則の民間金融機関による普及、推進に向けた周知強化
  - (ii) 経営者保証に関するガイドラインの充足状況の確認、磨き上げ支援、経営者と金融機関の対話に同席する専門家派遣を行う経営者保証コーディネータの積極的活用の推進
  - (iii) 事業承継特別保証制度の活用による経営者保証を必要としない融資の推進
  - (iv) 政府系、民間金融機関における事業承継時における保証徴求割合を金融機関別に一覧性のある形で公表することによる、対応状況の見える化の推進、および見える化の結果を踏まえた個人保証や担保に依存しない融資のさらなる推進策の検討
  - (v) 知的財産など無形資産の適正な評価や、事業の将来性や事業キャッシュフローから返済可能性を評価する事業性評価による融資の推進や金融機関の目利き力向上
  - (vi) 非財務コベナンツ（定期的な資料提出など財務内容と関係ない制約事項）のみからなる停止条件付連帯保証に基づく融資の浸透、促進
  - (vii) ABL（動産・売掛金担保融資）の浸透、促進
  - (viii) 経営デザインシート、知財ビジネス評価書、知財ビジネス提案書等の知的財産の事業性評価を活用した融資の推進
- ⑧信用保証協会に過度に依存しない融資の推進のため金融庁による地域金融機関のプロパー

## 融資残高調査の実施

- ⑨在庫や売掛債権などの動産や債権を担保とするABL（動産・売掛金担保融資）の活用促進に向けた環境整備（包括的な資産の担保化、法的安定性の確保等）
- ⑩資金繰りに窮している事業者に必要な資金提供が行われているかの実態把握のため、融資を受けた事業者に対し、金融機関の対応状況の実態調査の実施。

## 2. 「新しい生活様式」に対応するためのデジタル活用や規制緩和によるビジネスイノベーション支援

### （1）「新しい生活様式」に対応するためのデジタル導入支援

（主要要望先：経済産業省、厚生労働省、総務省）

- ①新しい生活様式の適応に向けた事業所や工場、店舗等の対応支援
- ②IT・IoT、ロボット、AI、5G等の導入支援
  - (i) 政府が主導する中小サービス等生産性戦略プラットフォーム（2018年～2020年）の取り組みの検証、継続・拡充を通じた中小企業へのクラウドサービス（販路開拓、顧客管理、受発注EDI、売上・会計管理、セキュリティ機能）等の普及・浸透
    - (イ) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）の改善
      - ・地域へのさらなる普及強化、導入事例の積極的な発信
      - ・クラウドサービス導入への加点措置の継続
      - ・テレワーク導入サービスへの加点措置の継続
      - ・クラウドサービス利用料の補助期間の拡大
      - ・業務プロセスの見直しを支援する専門家派遣費用の対象化
      - ・賃上げ要件の撤廃・緩和
      - ・特別枠の継続・拡大
    - (ロ) スマートSME（中小企業）研究会等で検討されてきた、業務プロセスの見直しを支援する専門家派遣に関する支援、ならびに中小企業と専門家とのマッチング等を促進する支援の充実
    - (ハ) 中小企業が相談しやすいクラウドベンダーや使いやすいクラウドサービスを探すための一助となる認定情報処理支援機関（スマートSMEサポーター）制度や、中小企業基盤整備機構が運営する使いやすい業務用アプリ紹介のWebサイトここからアプリ等の充実
    - (ニ) 全国中小企業クラウド実践大賞等による、中小企業のクラウドサービス活用事例の横展開や、クラウドサービスを用いて経営効率化を図った中小企業の顕彰制度の充実
    - (ホ) 中小企業のデジタル化推進に向けて大企業等が先導する中小企業へのクラウドサービス一斉導入や工場の自動化、ロボット導入への支援
    - (ヘ) IT導入へのミラサゴ専門家最大5回派遣の継続・拡充
  - (ii) IoT等の活用推進による中小ものづくり企業等の生産性向上支援
    - (イ) 身の丈IoT・AIツール等の開発・普及を行う企業に対する補助の創設
    - (ロ) 企業規模に見合った身の丈IoT、AI、ロボット・RPA等の導入を支援するインストラクターの養成・派遣等への支援
    - (ハ) 中小ものづくり企業を対象としたIoT等最新機器の体験スペース整備、好事例の周知
    - (ニ) 中小企業のロボット導入促進に向け、中小ものづくり現場とロボット技術の双方に通じている地域のシステムインテグレータの育成

- (iii) 中小企業経営者・従業員および商工会議所経営指導員等の支援者のITリテラシー向上に資するIT資格（ITパスポートをはじめ情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士、ITコーディネータ等）の取得奨励、および取得費用に対する助成制度の創設
  - (iv) ITベンダや大企業等の社員・OB等のデジタル専門人材を中小企業に派遣する取り組み促進
  - (v) 地域の中小企業・小規模事業者の情報セキュリティ対策、サイバーセキュリティ対策の促進
    - (イ) 中小企業サイバーセキュリティ対策支援体制構築事業（サイバーセキュリティお助け隊事業）の継続
    - (ロ) SECURITY ACTIONの取得促進、および継続的な取り組みへのインセンティブ付与
    - (ハ) 中小企業のセキュリティレベル向上に資するクラウドサービスの導入支援
    - (ニ) ワンストップで相談できる窓口の設置や調査・復旧支援体制の構築支援
  - (vi) ビッグデータやAIを活用した経営支援サポートシステムの開発・整備
- ③テレワークの導入支援の拡充
- (i) IT導入補助金特別枠の継続・拡充
  - (ii) テレワーク導入の前提となる、デジタル実装を支援する業務プロセス見直し等に対する支援（中小企業デジタル化応援隊事業）の拡充
  - (iii) 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース等）についてパソコンやタブレットなど導入費の支給対象化や補助率の引上げ
  - (iv) 中小企業がテレワークのメリットを体験できるよう、テレワーク用端末・ツールの無償貸与制度を創設

## (2) デジタル活用によるビジネスイノベーション支援

（主な要望先：経済産業省、金融庁）

- ①従来の活動が制限される中で、中小企業でも取り組みやすいECサイトや、ウェブ商談会等の活用による国内外の販路開拓支援（サイトの構築や、出店・翻訳・決済・物流に必要な費用等の助成）
- ②電子チケットを活用したコンサートや演劇等のイベントのライブ配信に対する支援の拡充
- ③オンライン取引・手続きの促進（電子契約・中小企業共通EDI・金融EDI・電子記録債権等の促進、API（ゲートウェイ機能の活用を含む）連携の推進等）
  - (i) インターネットバンキングや電子記録債権を利用しやすい環境整備（制度の周知、費用負担の軽減、インターネットバンキングを前提としない電子記録債権等）
  - (ii) 2020年1月に改訂された振興基準を踏まえ、大企業・中堅企業の先導による商流EDIの導入・利活用支援、中小企業共通EDI、金融EDIの導入・利活用支援
  - (iii) 金融EDIと商流EDIの連携に向けた行政・金融機関・関係機関による対応、活用事例の共有
  - (iv) 銀行法等の一部を改正する法律に基づく銀行と電子決済代行業者とのAPI方式の契約状況のフォローおよび次年度以降の契約更新が円滑に行われるための支援の実施
  - (v) 中小企業・小規模事業者の資金調達が多様化に向けたデータレンディング、クラウドファンディング、ソーシャルレンディング、トランザクションレンディング、POファイナンス等の情報提供、利用コスト低減、対応する信用保証メニューの創設等の対応
- ④小規模事業者の電子帳簿の促進
 

安価で使い勝手のよいクラウド会計サービスの登場で、小規模事業者でも帳簿・申告の電子

化に取り組みやすい環境が整備されつつある。帳簿の電子化は、事業者にとって経理事務の軽減が図れるとともに、行政にとっても徴税コストの低減に寄与することから、電子帳簿保存に取り組み個人事業者に対して、青色申告特別控除における電子申告等の上乗せ措置を拡充すべきである。

#### ⑤電子帳簿保存法の要件緩和

##### (i) 小規模事業者の経理体制の実態を踏まえた要件緩和

###### (イ) 事前の承認申請手続きの撤廃

- ・ 小規模事業者においては、電子帳簿保存の承認申請を不要とするべきである。少なくとも期中での申請を認めるべきである。

###### (ロ) 帳簿書類保存要件の緩和

- ・ 帳簿書類の保存要件として、帳簿データを作成する場合の根拠となる会計手続きを定めた事務処理規程など関係書類等の備付けが必要とされている。小規模事業者の場合、経理体制は専任の経理担当者を置ける余裕は乏しく、経営者自らが経理事務を行っているケースも多い。小規模事業者に対して大企業のような事務処理規程を求めるのは実態にそぐわないことから、小規模事業者においては事務処理規程を不要とする等、関係書類の備付け要件を緩和すべきである。

###### (ハ) スキャナ保存要件の緩和

- ・ スキャナ保存における適正事務処理要件として、請求書等を受領後、自署したうえで、概ね3営業日以内のタイムスタンプが求められている。さらに、スキャナ保存後の請求書等は、定期検査まで紙（原本）保存が必要とされている。
- ・ 適正事務処理要件については、小規模企業者の特例として、定期的なチェックを税理士が行う場合は相互けんせいが不要とされているが、小規模事業者（特に個人事業者）の経理体制の実態は、経理事務を経営者本人が行っているケースが多く、またコスト面から税理士の関与を受けられない者も少なくない。
- ・ こうした実態を踏まえ、改ざん防止等一定の要件を満たした会計ソフトを導入した小規模事業者については、税理士の関与がなくとも事務処理規定等の備付、相互けんせい、定期検査を不要とするべきである。
- ・ また、請求書等への自署を不要とし、タイムスタンプの処理期日も大幅に延長するとともに、3万円未満の少額取引についてはタイムスタンプ処理を不要、スキャン後の原本を破棄可能とするなど大胆な要件緩和を図るべきである。

##### (ii) 中小企業のバックオフィスの実態を踏まえた要件緩和

(イ) 税理士の定期検査を受けている、または経費精算の申請プロセスにおいて上長等の承認履歴が電子的に確認できる等の場合は相互けんせい要件を不要とするべきである。

(ロ) 会計ソフトにおいて銀行口座の入出金情報やクレジットカードの利用明細と連携している場合は相互けんせい要件を不要とするとともに、タイムスタンプ処理期間要件を緩和すべきである。

(ハ) 請求書等への自署を不要とし、タイムスタンプの処理期日も大幅に延長するとともに、3万円未満の少額取引についてはタイムスタンプ処理を不要、スキャン後の原本を破棄可能とするべきである。

### (3) キャッシュレス決済の推進

(主な要望先：経済産業省、総務省)

#### ①消費者へのキャッシュレス決済利用のメリットの周知やマイナポイント付与等、キャッシュレス決済利用推進策の実施

- ②決済手数料の軽減、売掛金の入金までのタイムラグの短縮化に資する振込手数料の軽減、決済端末・Wi-Fi機器等にかかる費用軽減
- ③キャッシュレス決済事業者の中小店舗向け開示ガイドラインの普及・活用推進
- ④キャッシュレスと他のサービス(事前注文、クーポン配信等)との連携の促進
- ⑤災害による電力供給や通信環境途絶時にも消費者や加盟店がキャッシュレス決済を利用できる環境整備
- ⑥キャッシュレス決済導入手順書の活用による地方自治体等の公共料金等のキャッシュレス決済の推進
- ⑦低コストで使える少額多頻度決済・振込用の新しい仕組みの検討

#### **(4) コロナ禍における規制緩和の推進**

(主な要望先：厚生労働省、国土交通省、警察庁、文部科学省、内閣府、国税庁)

- ①コロナ対応を行う飲食店の規制緩和
  - (i) 飲食店がEC販売の際に必要なとるそうざい製造業への業態転換に係る許認可手続きの緩和
  - (ii) 飲食店のテイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等に資する「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱い」の期限延長(12月以降)・恒久化
- ②医療・介護・教育分野における規制緩和
  - (i) 時限・特例措置で解禁されたオンライン診療の恒久化
  - (ii) 介護支援専門員の月1回のモニタリング訪問の見直し、遠隔面談・サービス担当者WEB会議の導入
  - (iii) 時間や場所の制限を受けずに学習できる遠隔授業の妨げとなる要件の見直し(遠隔授業における同時双方向要件の撤廃、高校・大学における遠隔授業の単位取得数の制限緩和)

#### **(5) デジタル政府の推進**

(主な要望先：総務省、経済産業省、国土交通省、内閣府、内閣官房)

- ①国・地方自治体の全ての行政手続の原則デジタル化に向けた抜本的な見直し(押印や対面・書面手続等を恒久的に廃止・見直しを含む)
- ②マイナンバー活用による社会基盤整備、マイナンバーカードの普及促進
- ③電子入札にとどまっている官民手続きのデジタル化の徹底(契約行為、報告等、一連の手続きへの拡充)

### **3. 新製品・新サービス開発など売上回復に向けた継続的な支援**

#### **(1) 販路開拓、設備投資等の促進に資する支援**

(主な要望先：経済産業省、内閣府)

- ①中小企業生産性革命推進事業の推進
  - (i) 中小企業生産性革命推進事業の十分な予算の確保
  - (ii) サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)の改善
    - (イ) 地域へのさらなる普及強化、導入事例の積極的な発信
    - (ロ) クラウドサービス導入への加点措置の継続
    - (ハ) テレワーク導入サービスへの加点措置の継続
    - (ニ) クラウドサービス利用料の補助期間の拡大

- (ホ) 業務プロセスの見直しを支援する専門家派遣費用の対象化
- (ヘ) 賃上げ要件の撤廃・緩和
- (ト) 特別枠の継続・拡大
- (iii) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）の継続・拡充および好事例の周知強化
- (iv) 小規模事業者持続化補助金の継続実施
- (v) 補助金電子申請システム（J グランツ）の使い勝手の改善
- (vi) 感染拡大防止に有効な新しい生活様式に対応するための取り組みに対する加点措置や補助対象費目の柔軟化
- ② サポイン事業（戦略的基盤技術高度化支援事業）の継続・強化
- ③ S B I R（中小企業技術革新制度）の継続・拡充
- ④ ミラサポ専門家派遣事業の使い勝手の改善、事業者の身近な相談窓口（地域プラットフォーム等）での専門家相談体制の整備
- ⑤ 優れた技術・サービス等を持つ中小企業・小規模事業者や、ベンチャー企業、創立10年未満の事業者、事業継続力強化計画の認定を受けた事業者に対する官公需の受注機会の確保
  - (i) 官公需において国等の行政機関が率先して新商品・新サービスの調達や商品認定などを行うトライアル発注制度の推進
  - (ii) 地方自治体による優先的な調達や適正価格での発注の促進
  - (iii) トライアル発注制度で認定された新商品・新サービスのPR支援
  - (iv) 国や独立行政法人、地方公共団体などがインターネット上で提供している入札情報を中小企業・小規模事業者が簡易に検索・閲覧できる官公需ポータルサイトの一層の周知・活用促進
  - (v) 事業継続力強化計画の認定を官公需における経営事項審査の加点要素にするなど、中小企業強靱化法の趣旨に沿った事業者への優遇措置

## **(2) 小規模事業者の挑戦への後押し強化**

（主な要望先：経済産業省）

- ① 小規模事業者持続化補助金の継続実施【再掲】
- ② マル経融資（小規模事業者経営改善資金）等の継続・拡充
  - (i) 創業1年未満の小規模事業者の対象化
  - (ii) マル経融資の利用実績に応じた予算の維持・拡充
  - (iii) 現在講じられている特例措置の延長・恒久化
    - ・融資金額：1,000万円→2,000万円
    - ・融資期間：運転資金5年→7年、設備資金7年→10年
    - ・据置期間：運転資金6カ月→1年、設備資金6カ月→2年
  - (iv) 小規模事業者経営発達支援資金（経営発達資金）の一層の活用促進
- ③ コロナ禍で特に必要とされるITツールの普及・発展に対応するため、サービス業のうち、特に多重下請構造にあり正社員を中心に労働集約的な業種である情報サービス業等（※）について、2014年1月に拡大された娯楽・宿泊業と同様、小規模事業者の従業員要件を5人以下から、多重下請構造にある建設業や労働集約的な運輸業等と同様の20人以下へ拡大
  - ※中小企業等経営強化法や経営承継円滑化法では、情報サービス業等は、建設業や運輸業等と同様の基準に拡大済み。
- ④ 伴走型支援により小規模事業者の成長発展に資する小規模事業者支援推進事業（伴走型補助金）および経営指導員等が小規模事業者等のデータを分析・共有するためのクラウド型経営

支援ツールの運用費補助の継続・拡充

- ⑤経営指導員のOJT指導により小規模事業者の複数年度にわたる伴走型支援等の体制を構築するスーパーバイザー事業（小規模事業者経営力向上支援事業）の継続
- ⑥働き方改革や税制度など中小企業経営に影響のある各種制度改正に円滑に対応するためのセミナー開催や専門家派遣を支援する専門家派遣等事業の継続・拡充
- ⑦地方公共団体による小規模事業者支援推進事業の継続

### **（3）商工会議所の経営支援体制の強化**

（主な要望先：経済産業省、総務省、厚生労働省）

改正小規模支援法の施行（2014年）以降に増加している経営計画策定・実行などの伴走型支援や、創業・事業承継支援、マル経融資等の金融支援、小規模事業者持続化補助金など販路開拓、生産性向上・IT活用支援などに加え、働き方改革への対応など国の新たな政策への対応などにより、商工会議所の経営指導員等（補助対象職員）の役割が高度化するとともに、業務量が増加している。

また、商工会議所は、新型コロナウイルス感染症や大規模自然災害発生など非常時には、経済活動維持に欠かせないエッセンシャルワーカーとして、事業者の資金繰りなど各種経営相談に対応するとともに、国・都道府県・基礎自治体からの様々な要請を受け各種支援策の周知・活用支援を行うなど、商工会議所はセーフティネット機能も果たしている。

上記の取組みに対応するためには、商工会議所経営支援体制の強化が必要であり、経営指導員等の安定的な確保・増員等に向けた地方交付税（商工行政費）の拡充、専門家等予算の拡充等を措置されたい。

なお、現在のコロナ禍において、事業者へのきめ細かい相談・支援を継続するためにも、最前線で経営相談に対応する経営指導員等への定期的なPCR検査等を実施されたい。

## **4. 業種・業態転換、既存事業の再編、事業承継・引継ぎに挑戦する中小企業への支援**

（主な要望先：経済産業省、金融庁、内閣府）

- ①コロナ禍を機に業種・業態転換、既存事業の再編に挑戦する中小企業への支援
  - (i) 新規需要開拓や収益源の多角化に資するビジネスモデルの転換に向けた業種・業態転換に資する支援の充実、質の確保
  - (ii) 官民連携ファンド等の活用による事業再編・再生の促進
  - (iii) 中小企業・小規模事業者の技術や雇用等の経営資源が確実に引き継がれるための対応
    - (イ) 事業引継ぎ支援センターにおける対応・措置の拡充、事業引継ぎ支援データベースの抜本拡充
    - (ロ) 後継者人材バンクに登録される創業希望者数の増加
    - (ハ) 廃業等の手続きに必要な専門家による支援の充実
  - (iv) 事業再編後の成長を後押しするため、銀行等の専門人材のリストアップおよびマッチングの実施等による外部からの経営人材の受入れ等の円滑化支援策強化
- ②ベンチャー型事業承継等の新たな取組を支援するための事業承継補助金の継続・拡充など中小企業・小規模事業者が円滑な事業承継を行うための支援策の推進（公募期間の通年化、災害等発生時の申請期限延長等の柔軟な対応、認定経営革新等支援機関による確認書発行手続きの簡素化）
- ③中小M&Aガイドラインの関係業界等への遵守徹底による普及・推進による仲介手数料の適正化、仲介の際の利益相反に対する適切な対応等、M&A環境整備の促進
- ④経営者保証の二重徴求を原則禁止とする経営者保証に関するガイドラインの特則の民間金

融機関による普及、推進に向けた周知強化【再掲】

- ⑤事業承継特別保証制度の活用による経営者保証を必要としない融資の推進【再掲】
- ⑥事業引継ぎ支援センターと事業承継ネットワークの統合による親族内承継とM&A（第三者承継）のワンストップ体制構築による円滑な事業承継支援の強化。但し、事業引継ぎ支援センターと事業承継ネットワークの統合にあたっては各地域の実情・実態に配慮して実施・運用されたい。また、事業者に浸透してきた事業引継ぎ支援センターを統合後の組織下で名称を継続されたい
- ⑦クラウドファンディングの活用支援
- ⑧中小企業再生支援協議会の体制強化
- ⑨事業引継ぎ支援センターと民間M&Aプラットフォームとの連携強化による簡便かつ迅速なマッチング手法の全国拡大

## **5. コロナ禍の先を見据えた地方創生の推進**

（主な要望先：経済産業省、総務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省、農林水産省、内閣官房、内閣府）

### **（1）企業や労働者の地方分散の推進**

地方における働きやすさ、暮らしやすさ向上のための環境整備を行い、東京から地方への移住など人の流れを後押しするために、以下の支援策を講じられたい。

- ①勤務地を制限しないリモートオフィス等の環境整備（中小企業のテレワーク導入支援、リモートワーク用のオフィス等の整備）
- ②テレワーク定着を好機とした地方のサテライトオフィス化など人口偏在改善等の取組みに資する交付金の活用推進
- ③大都市圏の人材を地方の企業に転職させるU I J ターンの促進（兼業ルールの整備、マッチングスキームの構築、地方創生インターンシップの支援）
- ④地方での創業支援（創業塾等による創業の促進、事業承継・世代交代の推進等）
- ⑤国・地方自治体、医療、教育などのデジタル化（行政における対面・書面手続きの抜本的な運用改善、マイナンバーカードの普及促進等）

### **（2）地方定着を促進する取組みへの支援**

企業や人に選ばれる魅力的な地域づくりを促進し、地方から東京への流れに対して歯止めをかけるために、以下の支援策を講じられたい。

- ①場所にとらわれない働き方の推進に取り組む企業を後押しする地方拠点拡充への支援（地方拠点強化税制の拡充等）
- ②特色ある地方大学など教育機関と企業との連携（大学発ベンチャー等による創業の促進、シェアリングエコノミーの促進、大学発活性化プロジェクトの拡大・実現等）
- ③観光・農林水産業、地域産業の活性化（一次産業へのA I、I o T等の導入支援、規制緩和による生産性向上の支援等）

## **[要望項目]**

### **1. 活動再開の基礎的インフラである攻めの検査の拡充と医療提供体制の安定化**

（主な要望先：内閣官房、厚生労働省、経済産業省、外務省）

- ①地方自治体との緊密な連携の下、感染動向を素早く把握する検査体制の拡充と、新たな感染拡大に極力対応可能な医療提供体制の具体的な数値目標と時間軸を盛り込んだアクション

### プランの早急な提示

- ②国民や事業者が過度に萎縮することなく活動開催できる環境を整備するため、有症状者への迅速で確実なPCR検査の実施とともに、無症状でも感染リスクの高い場所に存在する者や入国者等を対象に、新規感染者の早期発見、重症者の抑制に大きな効果が期待できる攻めの検査の積極的な実施体制の構築
- ③検査の拡充を支える医療提供体制の安定化のため、コロナの影響に伴う一時的な減収に対する支援等の医療機関経営の持続性確保への支援と、最前線に対応する医療従事者への定期的なPCR検査等の実施
- ④地域の実情に即した医療提供体制を強化するため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の運用改善（重点医療機関の施設要件の弾力的な運用、入院医療機関への運営経費支援の対象化等）と、軽症・無症状の陽性者用の民間宿泊療養施設の十分な確保や保健所の機能強化等に必要な同交付金の増額
- ⑤ビジネス目的を優先し段階的に拡大される国際的な人の往来のボトルネックにならないよう、国際拠点空港である中部国際空港等へのPCRセンター設置や主要空港・港湾の検査体制の強化など、出入国者への検査体制の大幅な増強
- ⑥陰性証明書の円滑かつ迅速な発給体制を構築するため、国際協調の下に検査の標準化を進め、検査に協力する検査機関等に政府の品質証明を付与し、政府や政府が認めた検査機関が発給する証明書が各国入国時に認められる環境整備と証明書発給の低コスト化への支援
- ⑦ビジネス目的による民間検査の拡充と検査費軽減のため、医療機関等における全自動検査機器等の先進技術の積極的な導入・活用等への支援の拡充

## **2. 創業・ベンチャー、スタートアップへの支援**

（主な要望先：経済産業省、文部科学省、財務省、金融庁）

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向け支援施策において、創業間もない事業に対する売上減少要件の撤廃など、要件の緩和
- ②創業希望者の創業実現に資する創業支援事業者補助金や創業スクール事業、創業補助金、地域創造的企業補助金の再予算化
- ③小・中・高・大学等での起業家教育の推進や副業フリーランスに対する創業支援
- ④クラウドファンディング等の活用による創業希望者への創業資金の供給
- ⑤創業を実現した創業者が、地域に根差した企業へ成長するため、創業期の“魔の川”や“死の谷”から“ダーウィンの海”を乗り越えて黒字転換・産業化するまでの期間を継続して複数年度支援できる支援策の創設
  - (i) 国による新たな創業支援基金の創設（専門家やシードアクセラレーターの派遣、オフィスシェア、研究開発投資への支援等）
  - (ii) 成長に向けた事業計画策定・実行に資する支援
  - (iii) 創業1年未満の小規模事業者の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の対象化【再掲】
- ⑥廃業する事業者から経営資源を譲り受けることで初期費用を低く抑えられる創業の促進
  - (i) 大きなシナジー効果を生み出す創業者と既存企業とのマッチング支援
  - (ii) 後継者人材バンクの拡充
- ⑦法人設立手続きのオンライン・ワンストップ化の推進

### **3. 感染症対策を含むBCP（事業継続計画）の策定の推進**

（主な要望先：経済産業省）

- ①新型コロナウイルスなど感染症対策を含むBCP（事業継続計画）や事業継続力強化計画の策定推進
- ②新型コロナウイルス感染症ハンドブックの普及・推進
- ③事業継続力強化計画の認定企業向けの優遇措置の拡充
- ④BCP策定・活用事例の収集・周知等によるBCP等策定や損害保険加入の必要性に関する広報活動の強化

## **II. 「価値創造企業に関する賢人会議」の成果実現等による中小企業の生産性向上**

### **[重点要望項目]**

#### **1. 「パートナーシップ構築宣言」をはじめとする「大企業と中小企業の新たな共存共栄関係の構築」の取組推進**

（主な要望先：経済産業省、公正取引委員会）

##### **（1）「パートナーシップ構築宣言」の普及・促進**

- ①官民協力による、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」の普及・促進
- ②「パートナーシップ構築宣言」企業へのインセンティブの充実
- ③関係省庁等によるモニタリングなど継続的なフォローアップ

##### **（2）新たな価値の創造に向けたオープンイノベーションの促進**

- ①規模・系列等を越えたオープンイノベーションなどの新たな連携の促進
  - (i) 新たな価値創造に向けて、規模・系列・業種を超えた連携を促進し、オープンイノベーションを通じた新たなビジネス機会の創出
  - (ii) オープンイノベーションの推進における知的財産に関する契約の雛型やガイドライン提示や知財Gメンの創設などを通じた、中小企業の知的財産やノウハウの保護
- ②大企業とスタートアップ企業の契約の適正化

##### **（3）取引適正化の推進**

- ①改訂版「未来志向型の取引慣行に向けて」で示された重点5課題（知的財産・ノウハウの保護、働き方改革に伴うしわ寄せ防止、型取引の適正化、支払条件の改善、価格決定方法の適正化）のより一層の推進
- ②下請Gメンによるヒアリング等を通じたきめ細かな実態把握や取引適正化対策の徹底・監視強化、下請代金支払遅延等防止法・独占禁止法の運用強化
- ③取引慣行や商慣習是正のため振興基準に基づく主務大臣による指導・助言等の徹底
- ④自主行動計画の実効性の向上
  - (i) フォローアップ調査結果における型取引の適正化、支払条件の改善、価格決定方法の適正化の改善割合にかかる発注者側と受注者側の認識のズレの解消
  - (ii) 策定業種・団体の拡大
- ⑤不当な知財取引の取締りの強化
  - (i) 知的財産に関する契約の雛型やガイドライン提示や知財Gメンの創設などを通じた、中

- 小企業の知的財産やノウハウの保護【再掲】
- (ii) 知的財産権等に関する専門人材登用による機能強化
  - (iii) 親事業者の禁止行為に「不当な知財取引」を追加（下請代金支払遅延等防止法第4条の改正）
  - (iv) 不当な知財取引を行う企業に対して企業名を公表する等、独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインの拡充

## **2. 新しい経済社会における中小企業政策のあり方**

（主な要望先：経済産業省、内閣府）

### **（1）中小企業の変化対応に向けた強力な支援**

新しい経済社会に中小企業が変化対応できるよう、デジタル化や生産性の向上、パートナーシップ構築宣言が目指すサプライチェーン全体での取引適正化や新しい価値の創造、新陳代謝に資する事業承継・M&Aや創業・ベンチャー、販路開拓・グローバル展開等を政策的に位置づけ、それらの支援を強力に推進されたい。

### **（2）中小企業政策の新たなKPI（※）の達成に向けた道筋の明確化**

- ①成長戦略フォローアップ（7月17日閣議決定）に盛り込まれた中小企業政策の新たなKPIについて、まずは従来のKPIのフォローアップ・検証を実施されたい。
- ②新たなKPIの達成に向けて、全国の中小企業が具体的に何をどのように取り組めば良いのか、分かりやすい道筋や施策を示されたい。

- ※・中小企業の従業員1人あたりの付加価値額を今後5年間(2025年まで)で5%向上させる。
  - ・中小企業から中堅企業に成長する企業が年400社以上となることを目指す。
  - ・中小企業の全要素生産性を今後5年間(2025年まで)で5%向上させる。
  - ・開業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す。
  - ・海外への直接輸出・投資を行う中小企業の比率を今後5年間(2025年まで)で10%向上させる。

### **（3）地域コミュニティの持続性の確保に向けた支援策の充実**

- ①人口減少が進む中、地域コミュニティの持続性確保に向け、地域の需要と雇用を担う中小企業・小規模事業者の支援のさらなる拡充が必要である。
- ②商店街の空き店舗など既存ハードの利活用を最適化する地域コーディネート機能を強化することで、地域の魅力を高め、内外へ積極的な情報発信により、地方創生を加速すべきである。

### **（4）地域経済の中核となる中堅・中小企業の経営力強化**

- ①地域未来投資促進法に基づいて地域経済牽引事業計画を策定した中堅・中小企業への支援措置（予算・補助金や税制、金融、情報（地域経済分析システム（RESAS）の活用等）による支援、規制の特例措置等）のさらなる充実
- ②地域の経済成長を力強く牽引する事業を更に積極的に展開することが期待される地域未来牽引企業に対する、地域経済牽引事業計画の策定支援
- ③中堅企業に対する研究開発等の支援（中堅企業向けSBI Rの創設）
- ④中堅企業向け信用保証制度の創設

## **[要望項目]**

### **1. 知的財産権の創造・活用支援**

(主な要望先：経済産業省、特許庁)

- ①知財総合支援窓口における支援体制の強化（電子出願や手数料納付等、直接的な支援を可能とするなど）
- ②政府系金融機関における知財公的融資制度の創設（知財を担保として、低金利貸付や無担保・無保証貸付などを実施）

### **2. 多様な人材の活用推進と活躍に向けた環境整備に対する支援**

(主な要望先：経済産業省、厚生労働省、文部科学省、法務省)

#### **(1) 多様な人材の活用推進**

- ①雇用調整助成金に関する相談体制の強化と円滑な申請・支給による中小企業・小規模事業者の雇用維持に対する支援
- ②ハローワークの就職支援ナビゲーターの増員など就職支援機能の強化
- ③中小企業の新卒採用などに対する支援（都道府県労働局によるWeb上での合同会社説明会の開催、非対面型・非集合型の採用活動に関する助言や好事例の収集・周知）
- ④職業観・就業観の醸成と将来の主体的な職業選択につながる、若年層のインターンシップ・職場体験推進に向けた人員配置や費用の負担軽減、中小企業限定での学生情報活用、中小企業の魅力発信、日本版デュアルシステムの推進（職業高校や高等専門学校、商業高校などへの拡充等）
- ⑤中小企業の外国人材受入に対する支援（受入れ企業の外国人材支援責任者・担当者を対象とした研修事業の創設、公的機関による外国人材への支援体制整備、受入業種・分野のさらなる拡大等）
- ⑥高齢者の活躍推進に関する好事例の周知、継続雇用に取り組む企業へのインセンティブ強化
- ⑦大企業から中小企業への労働移動の促進（産業雇用安定センターによるマッチング支援強化）
- ⑧女性のさらなる労働参画と活躍推進に向けた環境整備（女性活躍推進法の周知、一般事業主行動計画策定に関する周知強化およびインセンティブ拡充、待機児童解消や放課後児童クラブの拡充等）

#### **(2) 中小企業における健康経営の普及・促進**

- ①健康経営を導入しようとする中小企業に対する専門家（健康経営アドバイザー）の派遣
- ②中小企業が健康経営を推進する専門人材（健康経営アドバイザー）を育成する際の助成措置の創設
- ③健康経営優良法人認定を受けた企業に対するインセンティブの拡充（公共調達における加点評価を行う自治体の拡充等）
- ④従業員が新型コロナウイルスに感染した際の対応やPCR検査など中小企業が必要とする情報の提供

### **3. 働き方改革関連法に対応するための中小企業へのきめ細かい支援**

(主な要望先：経済産業省、厚生労働省)

- ①同一労働・同一賃金等、法律の幅広い周知と、働き方改革推進支援センター等の相談体制のさらなる強化・きめ細かい支援
- ②発注企業の働き方改革により下請中小企業へしわ寄せが生じないように、下請Gメンによるヒ

アリング等を通じたきめ細やかな実態把握や監視強化による取引適正化対策のさらなる強化

③時間外労働の上限規制にやむを得ず抵触した企業に対する丁寧な助言・指導の実施

#### **4. 海外ビジネス展開支援、自由貿易体制の堅持、経済連携協定の推進**

(主な要望先：外務省、経済産業省)

- ①グローバルな経済活動の再開に向けたタイムリーな情報提供や人の往来を支える検査・医療体制の早期拡充
- ②自由貿易体制の一層の推進、日米貿易協定、TPP11、日EU・EPAの活用促進、RCEP等の経済連携協定の交渉推進
- ③特定原産地証明書ของオンライン発給の早期実現
- ④各国で感染拡大が収束し、国際的な経済交流活動が再開した際には、国内中小企業の輸出促進を図るなど、外需取込みに向けた中小企業の国際化支援の強化

#### **5. 消費税転嫁対策特別措置法の終了（2021年3月）後の価格転嫁対策の継続**

(主な要望先：財務省、経済産業省、公正取引委員会)

- ①自社の業態にあった価格表示を選択できるよう、外税表示の恒久化  
消費税転嫁対策特別措置法は2021年3月末をもって失効するが、BtoC事業者における円滑な価格転嫁を促す観点から、事業者が自社にあった表示方法を選択できるよう、消費者に対する誤認防止措置を前提に、外税表示を引き続き認めるべきである。
- ②転嫁拒否行為の機動的な取締り体制の継続  
消費税転嫁対策特別措置法は、優越的地位の濫用規制の対象となる事業者や取引を大幅に拡大・画一的に規定することで、簡易・迅速な処理が可能となっている。転嫁対策特別措置法の失効後においても、消費税の転嫁拒否行為に対する機動的な取締り体制が継続されるよう、独占禁止法・下請法ガイドラインにおいて所要の措置を講じるべきである。

#### **6. 中小企業による地球温暖化対策に向けた取組推進**

(主な要望先：経済産業省、環境省)

省エネおよび温室効果ガス削減など、地球温暖化対策に向けた中小企業による自主的取組の見える化、および同取組に関する情報発信支援制度を創設されたい。

### **Ⅲ. 観光産業の持続的展開支援と民間主導のまちづくり支援、高いストック効果を持つインフラの実現による地域活性化**

#### **[重点要望項目]**

#### **1. 観光産業の持続的展開への支援**

(主な要望先：国土交通省、観光庁、経済産業省、厚生労働省)

##### **(1) 安全・安心対策の強化とその見える化の支援**

- ①事業者、観光地、および旅行者における感染拡大防止の徹底
  - (i) 観光関連各業界のガイドラインの遵守徹底とその支援
  - (ii) 感染予防等安全・安心対策を講じている事業者や地域であることの見える化支援
  - (iii) 地元の大学等医療・研究機関等との連携協力による観光事業者における感染防止対策

強化の促進に対する支援

(iv) 旅行者向け新しい旅のエチケットや新たな生活様式の実践例など社会生活におけるガイドラインの周知徹底

② 3密回避・非接触型事業運営を図る事業者への支援

(i) 現場で求められる新しいビジネス様式（ソーシャルディスタンス確保など）への対応と採算性確保の両立推進に対する支援

(ii) 飲食店におけるテイクアウト事業の展開やホテル客室のリモートオフィスとしての貸出等、ピンチを商機に変える事業者の取り組みに対する強力な支援

(iii) 新型コロナウイルスに対して効果のある消毒・殺菌方法の確立とその周知およびこれに取り組む事業者に対する助成

(iv) 鉄道・空港をはじめとする交通機関や公共機関におけるサーモグラフィーの設置拡充のための事業者の負担軽減

## **(2) 地域における観光戦略の見直しと弾力的な需要喚起策の展開への支援**

① 地域の強み、狙うべき誘客ターゲットの掘り下げへの支援

(i) 地方体験やアドベンチャー・ツーリズムなど、コロナ問題の中でより需要が高まることとなった豊かな自然や古民家等の地域資源を生かした観光コンテンツの開発に対する支援

(ii) 地域としてのインバウンド客の関心事の研究と地域特性とのマッチング検討を推進のためのビッグデータ活用支援

② 地域プロモーションの展開支援、需要喚起策の柔軟な実施

(i) 日本政府観光局が行うビジット・ジャパン事業をはじめ、インバウンド回復期を見据えた海外プロモーション事業の推進

(ii) 旅行消費の8割を占める国内旅行の本格的な需要回復期に向けた全国的な地域プロモーションへの支援

(iii) 将来的な誘客のための疑似観光を体験させる、ネットやVR（仮想現実）の活用促進支援

## **(3) 観光客の地方分散および需要の変化に対応した事業投資の支援**

① 観光需要の地方分散を促進する交通ネットワークの整備拡充

(i) 主要交通拠点と観光地、観光地相互間の二次・三次交通網の整備拡充

(ii) 高速交通機関と地域交通機関、高速交通機関間（空港と新幹線等）の有機的連携（接続の効率化等）、観光客目線に立ったMaaS<sup>1</sup>システムの構築に対する支援

(iii) 自動運転技術の実装化、シェアサイクルなど多様な交通手段活用の促進

② 地域の観光産業における新たなビジネスモデルの導入促進

(i) 地域の宿泊業と飲食業が一体となって進める泊食分離の実施支援

(ii) 国際的にも一般的なルームチャージ性への転換、大部屋の分割個室化を進めるための投資に対する補助・税制支援

---

<sup>1</sup> 「Mobility as a Service」の略。ICT（情報通信技術）を活用することで自家用車（マイカー）以外のすべての交通手段をクラウド化して連携し、移動（モビリティ）を一つのサービスとして捉え、シームレスにつなぐ新しい移動の概念。

- (iii) MICE<sup>2</sup>の運営や観光による地域経営に取り組む人材の育成に対する補助
- ③ビジネス需要の取り込みによる地域観光産業活性化に向けた支援
  - (i) サテライトオフィス、テレワーク、ワーケーション<sup>3</sup>需要の取り組み、そのための設備・施設整備に対する支援
  - (ii) ブレジャー（ビジネス客による観光・レジャー）需要に応える観光・体験サービスの魅力向上、地域特産品・土産品の販売拡大支援

## 2. 地域主体の豊かな暮らしを実現する民間主導のまちづくり支援

（主な要望先：国土交通省、総務省、経済産業省、内閣官房、内閣府）

### （1）新たな時代を作り出す意欲あるまちづくり活動の支援

- ①民間まちづくり推進主体（エリアマネジメント団体、事業者）の財政面・人材面の強化支援
  - (i) 中心市街地活性化協議会の地域コミュニティに対する役割の強化や業務拡大を実現する人材面・財政面の支援
  - (ii) 事業多様化や資金調達手段の拡大による、エリアマネジメント団体の運営自立支援
  - (iii) 都市計画・まちづくり計画に関する提案制度の拡大等、民間のまちづくり行政への参画機会の拡大推進
  - (iv) エリアマネジメント負担金制度の普及推進
  - (v) エリアマネジメント団体が直面している二重行政や窓口分散、行政の下請け化状況の改善など、まちづくり事業に集中できる環境の整備・推進
  - (vi) まちづくりビジョンの検討に有効なRESAS（地域経済分析システム）について、現在、民間に非公開の企業情報の自由な閲覧
- ②地域コミュニティ形成と歩いて楽しいまちなか空間の充実支援
  - (i) 商業者ほか多様な主体が参加し、行政と一体となって、地域コミュニティのニーズや課題を解決するまちなか（中心市街地・商店街）形成推進
  - (ii) 歩行者目線（アイレベル）のリノベーションやオープンスペース提供、道路・公園空間活用・利用の促進など、民間主導、官民連携による、歩いて楽しいまちなか空間の実現に対する支援
  - (iii) コンパクトシティ実現に資する立地適正化関連政策の推進
- ③交流人口の拡大と地域連携の推進
  - (i) U I Jターン、ワーケーション、都市・地方間交流（地域おこし協力隊、地域おこし企業人交流、サテライトオフィス・マッチング支援等）、ふるさと副業、ワーキングホリデー等、さまざまな形による都市・地方間の交流人口の拡大支援
  - (ii) 地方移住希望者の就業・起業支援による、生活自立や事業自立化の促進
  - (iii) 広域連携による施設整備に対する支援の拡充
- ④空き地・空き店舗の発生防止と既存ストックの有効活用
  - (i) 空き地・空き店舗・空き家の利活用を促進する税財政を通じたインセンティブ付与。
  - (ii) 一定期間内の相続登記登録免許税の免除、権利関係整理費用の補助等による、空き地・空き店舗の発生抑制

<sup>2</sup> 企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。

<sup>3</sup> 「ワーク」（労働）と「バケーション」（休暇）を組み合わせた造語。観光地やリゾート地で休暇を取りながらテレワーク（リモートワーク）する働き方。

## **(2) 民間によるまちづくりへの挑戦に対する資金面・技術面の支援（PPP/PFIの活用等）**

- ①まちづくりの民間資金活用（PPP/PFI<sup>4</sup>）による実施
  - (i) 地域企業を中心となったPPP/PFI推進による地域経済好循環の実現
  - (ii) PPP/PFIプロジェクトに参画する地域企業に対する公的金融機関等による支援や専門家派遣
  - (iii) 地域企業のPPP/PFI参加を促進する商工会議所等の指導・支援活動、人材育成への支援
  - (iv) 都市計画における公共サービスの広域調整がある場合のPPP/PFIの活用促進
  - (v) 人口20万人未満の地方公共団体における、PPP/PFI導入の拡大に向けたインセンティブ創設
- ②クラウドファンディングやソーシャル・インパクト・ボンド<sup>5</sup>など、まちづくり資金調達の多様化と充実の促進支援
  - (i) クラウドファンディングやソーシャル・インパクト・ボンドなど、まちづくりを行おうとする民間関与を後押しするインセンティブ制度の導入
  - (ii) ローカル10,000プロジェクト等、民間投資を促進する地域づくり政策の継続・充実
- ③まちづくりにおけるスマート化の推進
  - (i) IoT、ビッグデータ、AI、ロボットなど、地域の社会的課題をビジネスと技術で解決するまちづくりに対する支援
  - (ii) 上記の対応人材育成に対する支援

## **3. 強靱な国土をつくり、地域の成長基盤を支える社会資本整備の推進**

(主要要望先：国土交通省)

- ①多極分散型国土を実現する幹線道路とその接続道路の整備促進
  - (i) 単純なB/C（費用便益比）評価に留まらず、全国的な人流・物流の活発化、製造・流通・観光等の地域産業の基盤充実に資する社会資本整備の積極的展開
  - (ii) 高速道路網が繋がっていない区間（ミッシングリンク）の解消と暫定2車線区間の4車線化
  - (iii) 幹線道路から市内や観光地に接続する2次・3次交通接続の充実
  - (iv) 非接触かつキャッシュレスの料金決済方式の義務化。義務化にあたっては利用実態を踏まえた導入対策を行うほか、ETC専用化のメリット（ビッグデータ活用、Ma a S促進等）を具現化
  - (v) 地域各所のスマートIC設置拡大
- ②新幹線（リニア中央新幹線含む）の早期完成および関連する鉄道網との連絡・連携体制の整備促進
- ③トラック・鉄道・内航海運・航空など多様な輸送モードを無駄なく効率的に結合させるハード・ソフトの整備
- ④大規模自然災害等に対して、企業活動の継続や地域BCM（事業継続マネジメント）とかみ合った防災・減災を実現する、回復力と代替性を兼ね備えた社会資本の整備
  - (i) 頻発・激甚化する自然災害を予防・減災する、堤防・ダム・護岸・突堤・水路・地下水等のハード整備の拡充

<sup>4</sup> PPP：Public Private Partnership(官民連携事業)。PFI：Private Finance Initiative(民間資金等活用事業)

<sup>5</sup> イギリスで始まった民間資金を活用した官民連携による社会課題解決の仕組み。

- (ii) 企業サプライチェーンの早期回復に資する、ライフライン（電気・ガス・工業用水道・通信・上下水道）の堅牢化。防災・減災対策の強化
- (iii) 地域経済の防災・復興支援拠点機能を担う商工会議所会館など地域中核施設の強化に対する支援
- (iv) 再生エネルギー、バイオマス、廃棄物等の地域エネルギー資源を活用した、地域防災と地域経済循環が両立する分散型エネルギーインフラ構築に対する支援
- ⑤ Society 5.0<sup>6</sup>の社会資本における実現。インフラ面でのデジタル・ディバイド解消
  - (i) 幹線道路・空港・港湾・主要駅と一般道路ネットワークとの有機的接続によるMaaSの促進
  - (ii) ドローンやAIを活用した、道路や橋梁、ダム、堤防における最新検査技術の積極導入や、災害情報システムの整備
- ⑥官民連携（PPP／PFI等）の積極推進
  - (i) 官民連携事業に地域の中小・中堅企業が参画できる環境整備
  - (ii) 官民連携に関する情報共有協議等に関するワンストップ窓口の充実と、入札・契約手続きの簡素化

## [要望項目]

### 1. 民間の創意工夫による地域資源の磨き上げや販売力強化の取組みへの支援

（主な要望先：経済産業省、農林水産省）

- ①地域資源を活用した新商品・サービスの開発から販路拡大までの一貫した支援の継続
  - (i) 地域力活用新事業創出支援事業の継続
  - (ii) 商工会議所等による、海外展開や全国展開等に向けた新商品・サービス開発への支援に対する補助事業（2020年度は、JAPANブランド育成支援等事業の一部として実施）の継続・拡充
- ②地理的表示保護制度における対象範囲の拡大（伝統工芸品や地域の工業製品）等、地域ブランドを活用した競争力強化の促進

### 2. サプライチェーンの国内回帰・地方立地の推進

（主な要望先：経済産業省）

新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの寸断に伴い、材料・部品の輸出入が滞るなど、企業の生産や在庫確保に大きな影響が及んでいる。医療関係の器具・備品のみならず、各業種において安定的に生産・供給する仕組みの構築が不可欠であり、サプライチェーンの国内回帰・地方立地に向け、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金の拡充等により支援されたい。

<sup>6</sup> 第5期科学技術基本計画において提唱された狩猟・農耕・工業・情報に続く新たな社会。第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の横断的目標としても掲げられる。フィジカル空間（現実空間）の膨大な情報を、サイバー空間（仮想空間）に蓄積することで、AIやロボット、IoTなどの技術サービスを通して、新たな価値が暮らしや産業、社会にもたらされることで実現する。

## IV. 頻発する大規模自然災害からの復旧・復興

(主要要望先：経済産業省、内閣府)

- ①被災事業者の事業再開・雇用維持に向けた支援
- ②中小企業の販路開拓・生産性向上等に資する支援の充実強化
  - (i) 被災事業者に対する支援の継続・拡充（グループ補助金の継続等）
  - (ii) 被災地域が実施する物産展・商談会など、全国各地で実施される復興応援物産展・商談会等への財政的支援
  - (iii) 復興への足かせとなる各産業における人材不足に対する雇用対策
  - (iv) 二重ローン対策や無利子・低利融資等の新たな金融支援
- ③中小企業の意識向上を図り、防災・減災対策を促進するための事業者へのインセンティブ
  - (i) 補助金等での優遇措置（補助上限額・補助率の引上げ、優先採択等）
  - (ii) 信用保証協会の保証料減免
  - (iii) 税制優遇措置
  - (iv) BCP（事業継続計画）策定費用への補助や保険料割引
  - (v) 災害対応の設備導入に対する補助金の創設
  - (vi) 安全な場所に事業所・工場等を移転する際の長期低利融資制度や補助金制度の創設
  - (vii) 耐震診断、耐震設計、耐震補強等の地震対策補助制度の創設
- ④防災・減災対策や発災後の被災事業者の支援を担う商工会議所の経営支援体制の強化
  - (i) 商工会議所の職員等人件費・事業費・通信費等の確保
  - (ii) 行政や地域金融機関等との連携強化
- ⑤BCP策定や保険加入の必要性に関する政府による広報活動強化と、地域の商工会議所・地方自治体・地域金融機関・親事業者等が連携した施策の周知強化、優良事例の横展開
- ⑥防災・減災対策として、中小企業・小規模事業者のリスク低減を図るための取引先等の所在地域分散化の推進
- ⑦行政への被災状況報告書等の書式統一化

## V. 東日本大震災からの確実な復興・創生

(主要要望先：復興庁、経済産業省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

### 1. 復興庁による支援継続と巨大化する自然災害への対策強化

- ①東日本大震災に関する補助・支援制度について、昨今の経済社会環境やニーズの変化に即した、十分な予算措置と制度・運用の弾力化
- ②被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまでの、復興庁による継続支援ならびに別枠での十分な予算措置
- ③インフラ復興計画の不完成部分の早期完遂と首都圏や東北各地を縦横につなぐ広域交流ネットワークの整備拡充
- ④気候変動や巨大化・激甚化する自然災害に備えた国土強靱化の推進

### 2. 原子力発電事故問題の終息に向けた国家的対処の継続

- ①東京電力福島第一原子力発電所の廃炉実現に向け、世界の科学の英知を結集した国の主体的な取り組みのさらなる強化
- ②中間貯蔵施設の整備促進および汚染土壌の仮置場等からの早期搬出

- ③発生し続ける汚染水および処理水の適切な処分の実施
- ④避難指示解除地域への帰還促進に資する福島県事業再開・帰還促進事業の継続
- ⑤原子力損害賠償に関する将来分一括賠償後の超過分支払いの着実な履行に対する東京電力への国の働きかけ

### **3. 風評払拭、産業振興の強力な推進の継続**

- ①リスクコミュニケーションの推進や科学的根拠に基づかない食品輸入規制の撤廃など、風評被害の払拭と販路開拓・拡大への支援強化
- ②被災地産品の販路拡大に向けた商品開発・ブランド化、および展示商談会開催への支援
- ③復興庁の結の場や福島相双復興推進機構の伴走型支援をはじめとする、販路回復や新規販路の開拓に係る経営支援策のさらなる充実
- ④東北地域の広域観光を可能にする二次交通拡充支援等をはじめ、被災地域等の交流人口拡大に向けた支援策の継続・拡充

### **4. 漁業・水産業不振や二重債務問題などの課題への対策強化**

- ①多重に債務を負っている被災事業者の資金繰り円滑化や債務負担の軽減など金融・税制等の支援拡充・強化
- ②グループ補助金や小規模事業者持続化補助金など、二重被災者に対する復興状況に合わせた補助金制度の拡充・運用の弾力化
- ③水産加工業を直撃している不漁・原料不足や魚種の変化および高騰に対する支援の強化
- ④人手不足や雇用のミスマッチの解消、新規事業展開の促進等に向けた、労働力確保、生産性向上に資する取り組みへの支援

### **5. 震災地域の再生および将来にわたって持続可能な地域社会構築のための先端産業・新産業の創出・育成支援**

- ①福島イノベーション・コースト構想や国際リニアコライダー等の先端技術や成長産業の集積促進に貢献する主要プロジェクトへの各種支援制度の継続・拡充と十分な予算措置
- ②東日本大震災メモリアルパーク等の整備をはじめ、震災の教訓を後世に伝えるレガシーづくりの支援

以上